

## 会議録（2019年度第1回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 2019年8月21日（水） 午後1時30分～午後4時50分
- 2 場 所 愛知県自治センター第603会議室
- 3 出席者  
（委員）阿部委員、大橋委員、小川委員、加藤委員、平松委員、藤森委員、  
前田委員、山崎委員  
（県建設局）建設局技監、下水道課主幹、建設企画課主幹 他  
（県建築局）公営住宅課長他  
（県農林基盤局）森林保全課主幹、農林総務課 他
- 4 会議次第
  - （1）開会
  - （2）議事
    - ① 2019年度 愛知県事業評価監視委員会の予定について
    - ② 2019年度 審議対象とする事業及び抽出方法等について
    - ③ 対象事業の審議について
      - 【再評価】下水道事業 1事業、林道事業 1事業
      - 【事後評価】公営住宅等整備事業 2事業、治山事業 1事業、  
林道事業 2事業
  - （3）閉会

## 1 2019年度 愛知県事業評価監視委員会の予定について

事務局から説明。

[結論] 事務局原案を了承する。

## 2 2019年度 審議対象とする事業及び抽出方法等について

事務局から説明。

[結論] 事務局原案を了承する。

## 3 対象事業の審議について

### 【再評価】

#### (1) 下水道事業

##### ①費用対効果の算出方法

下水道課から説明。

[委員] 社会的割引率の決定方法は。また、用地有効利用効果を便益に算入するのはなぜか。

[県] 社会的割引率の4%は、国土交通省のマニュアルに基づき採用している。個別に設定するには知見が乏しく、また、4%より低く設定するとB/Cは高く算出されるため、安全側であると考えている。用地有効利用効果は、汚水量の増加に合わせて段階的に処理場の施設を整備しており、将来的には下水道施設のために必要であるが、当面は未利用である土地を有効利用する効果として便益に算入している。

[委員] 先行取得地で、先行的に費用がかかっている当面の未利用地について計上する理解でよいか。

[県] そのとおりである。

[委員] 効果はわかるが、便益というと違和感がある。事業費を削減する努力をしているということではないのか。

[県] コスト削減の取り組みでもある。

[委員] 未利用地を上手く利用することによって削減したコストを便益としているといったことを、次回以降は説明に加えてほしい。

[県] ご指摘のとおり今後は説明を追加する。

## ②下水道事業：新川東部流域下水道の審議

下水道課から説明。

[委員] 前回評価に比べて事業費が約 90 億円増えているが、当初計画から工法が変更となったことが原因か。また、費用対効果が前回評価から変化しているのはなぜか。

[県] 流域下水道の事業費の増額理由は、一部で推進工法からシールド工法に工法を変更したことが原因である。

費用対効果について、前回評価時は、過年度の費用及び便益について社会的割引率を用いて現在価値化していなかったが、今回は、国土交通省からの通知に基づき過年度について社会的割引率を用いて現在価値化したこと、また、基準年度が 2009 年度から 2019 年度に 10 年ずれたことにより、過去及び将来ともに費用及び便益が増加している。ただし、前回と同じ条件で今回の費用対効果を計算すると B/C は、前回評価の B/C とほぼ同じである。

[委員] 今回の費用対効果を前回と同じ条件で計算すると B/C はいくつか。

[県] B/C は 1.67 である。

[委員] 事業費の増額に関して、シールド工法は最初から見込めなかったのか。

[県] 当初は、経済的である推進工法を採用していた。管渠工事に必要な立坑の設置の可否は、道路の状況や沿道に借地ができるかによる。工事実施前の設計段階になってから借地交渉や道路管理者との調整を行うため、前回の時点では見込めなかった。

[委員] 事業費が増加しているにもかかわらず、前回と同じ条件で計算した今回の B/C は、前回の B/C より大きくなることが理解できない。

[県] 費用は、今回評価で変更した事業費を計上している。

[委員] 効果の方はどうか。

[県] 効果の合計額は、前回評価の2,144億円から今回評価の2,832億円に増額となっている。過年度について社会的割引率を用いて現在価値化したこと、また、基準年度が2009年度から2019年度に10年ずれたことにより、現在価値化した効果の合計が増加している。

[委員] 効果の方は割引計算の違いの他に変化はないか。

[県] 過去の社会的割引率と基準年度の10年のずれを考慮しない場合、居住環境の改善では、浄化槽設置費用等を見込んでおり、マニュアルの改定により浄化槽設置費用は下がっているが、1世帯当たり人員の減少により世帯数は増加しており、トータルとして便益は変わらない。周辺環境の改善では、水路覆蓋化費用等を見込んでおり、市町の精査の結果、前回評価時より水路延長が減少したことにより、便益は減少している。

[委員] 再評価で必要なことは、前回評価と比べて改善したかどうかであるため、同じ評価方法で算定しないと比較できない。社会的割引率の取扱いとともに、評価年度も同じにしないと、色々な要素が混ざり、委員として指摘ができない。次回から、条件を合わせて費用対効果分析をすることにできないか。前回と比較せず、今回の評価だけを審議するのであれば問題ないが。

[県] 違う社会的割引率の取扱いや評価年度を変えることによって、費用対効果を算定すると比較が難しいというのはご指摘のとおりである。その一方で、国のマニュアルで算定した結果を公表する必要があるため、評価調書はこれまでと同様の記載にした上で、今後の審議においては、マニュアルの改定など大きな変更がある場合には、前回の条件で試算した場合の説明もするといった対応はどうか。

[委員] 再評価でなく、今回の評価だけであれば今のままで問題ない。しかし、事業の効果の変化を議論するのであれば同じ算定方法とするべきである。ただ、国のマニュアルで算定した結果を公表するのであれば、その算定もやらざるを得ないと考える。基準年度は、当初評価時に合わせた方が良いと思うが、評価実施年度でも構わない。

[委員] 新川東部流域下水道の審議に関しては、この調書で良いが、一度、条件を揃えた場合の説明をしてほしい。

[県] 前回評価の B/C が 1.65 となっているが、それを今回と同じ条件（基準年度を 2019 年度とし、過年度も社会的割引率を用いて現在価値化した場合）で試算をしており、その試算結果の B/C は 1.53 となる。過年度において費用が便益より大きいため、前回評価の B/C は、1.65 から 1.53 に低下するが、条件を揃えた場合、前回評価の B/C（試算）の 1.53 は、今回評価の B/C の 1.55 とほぼ同じ結果となる。

[委員] その比較の方が絶対に良い。

[県] 次回委員会でこういう説明をさせていただく。

[委員] 事業の必要性は時点とともに変化するものなので、今の必要性として、現時点で費用対効果を計算するのが妥当であり、過去の計算にこだわる必要はないと考える。継続して B/C があり、必要性が継続されていることが分かれば、条件を揃えて B/C を算定する必要はないのではないかと。

[委員] 社会的割引率の数値が変化しているとか、原単位が大きく変化している場合であれば、そういう議論もある。ただ、そうでない場合は、条件を揃えた上で変化をみて評価すべきである。

[委員] 新川東部流域下水道の対応方針（案）については了承することとするが、B/C 算定の条件を揃えた上で、前回評価と今回評価の費用及び便益の変化について、どこかの機会の説明をしてほしい。

[県] 了解した。

[結論] 対応方針(案)について了承する。

## (2) 林道事業

### ①費用対効果の算出方法

森林保全課から説明。

特に意見なし。

### ②林道事業（過疎山村地域代行林道事業）：手澤線の審議

森林保全課から説明。

[委員] 木材生産等便益の算定について、算定要因である木材価格ほどの値を使用しているのか。

[県] 木材価格については、現在の愛知県の市場価格を使用している。

[委員] 木材価格については、今後下落する可能性があると考えますが、それも費用対効果算出には反映されているのか。

[県] 木材価格の下落も考慮して算出している。

[委員] 豊根村の富山地区については、人口減少が続いているが、将来木材を搬出することが可能であるのか。

[県] 行政による補助金の利用や森林組合等による施業の働きかけによって、木材の搬出は可能であると考えている。

[委員] 木材生産等便益について、現在だと木材搬出費用が大きいため、赤字になると思われるが、木材搬出費用も費用対効果に反映しているのか。

[県] 反映している。

[委員] 森林整備と木材生産について、森林整備は環境保全の観点から便益が増加すると思うが、木材生産は採算が合わない等の理由から便益が下がると考えていたが、当路線において便益が増加しているのはなぜか。

[県] 事業の進捗や森林整備の実績を森林所有者と共有することで、木材生産の要望が増加し、木材生産等便益が増加したものである。

[委員] 事業費が 29.3 億であるのに、費用対効果分析結果の事業費が 30.1 億円となっているのはなぜか。

[県] デフレーターや社会的割引率を用いて、費用を現在価値化しているためである。

[委員] 貨幣価値化可能な効果の変化について、異なる評価基準年の費用対効果を並列しても単純比較は困難であると思われるが、評価調書の記載方法を変えることはできないか。

[県] 下水道事業と同様に、評価調書の記載方法はこれまでと同様としたい。

[結論] 対応方針(案)について了承する(ただし、評価調書の誤記を修正する。)

## 【事後評価】

### (1) 公営住宅等整備事業

#### ①公営住宅等整備事業：手呂住宅・浅井住宅の審議

公営住宅課から説明。

[委員] 手呂住宅の民間住宅への転居理由はどのようなか。

[県] 一般論であるが、高齢者が世話をしてもらうために、自分の子供の家に転居する例が多くある。

[委員] 手呂住宅において、再入居者と募集戸数を合わせても供給戸数と合わないのはなぜか。

[県] 2008～2012 年度にかけて募集した総数のため、各時点でのズレがあると思われる。

[委員] 手呂住宅は、入居倍率が高いとのことだが、入居率が 100%でないのはなぜか。

[県] 県営住宅全体からすると高い入居率であるが、建替後も様々な事情で転居していく方がいるため、入居率は 100%ではなく、一定程度の空き家が生じてしまう。

[委員] 住戸面積が増えて戸数が減っているが、各住宅の従前従後の延面積はどうか。

[県] 手元に資料が無いので、改めて報告する。

[委員] 手呂住宅の建替後戸数の減らし方はどのように行っているか。

[県] 建替に当たって調査をかける。その中で入居状況等を踏まえ、建替戸数を決定する。手呂住宅の従前戸数は274戸であったが、相当程度空き家があったのではないかと考えられる。

[委員] 県全体で何戸確保するのではなく、住宅ごとに戸数を考えるのか。

[県] 県全体で6万戸あるが、全体でどのようにするかということではなく、各住宅でどの程度必要かを考えて個別に決定している。

[委員] 応募倍率が10倍もあると、地域の必要戸数が確保されているか気になる。

[県] 県営住宅には空き家も相当数あり、そちらを使っていただく余地がある。また、豊田市内については、他の住宅もあり、選択肢がある。倍率が高いが、再入居者の安全安心を優先している。

[委員] 空いた土地の使用方法は何か検討しているか。

[県] 環状線の西側は豊田市に貸し、豊田市が福祉施設を計画している。その他の部分については、市街化調整区域のため利用が難しいところがあるが、豊田市と協議を行い、地区計画をかけることで土地利用ができないか検討している。

[委員] 住宅地にするのか。

[県] おそらくは住宅地にすると考えられる。

[委員] 「追加効果」とは何か。話を聞いていると、いろいろと考えて良い着地点を見つけ、今後も同様に行っていくべきということかと思われるため「同種事業に反映すべき事項」に記載すると良い。また、浅井住宅と手呂住宅は地域が違うため、その個別事象を記載すると説得性が増すと思われる。



[県] 「追加効果」は「公募状況」をあげている。言葉が分かりにくいため、改めることも考える。また、同種事業に反映すべき事項は、御指摘のとおり、個別具体の事業に即して、行ったこと、取り組んだこと等、記載することとしたい。

[委員] 費用を低減しないといけないということは評価しなくても分かること。この事業を行ったから得られたという知見が薄い。応募倍率が 10 倍というのは、追加効果ではない。家賃が安すぎるのではないか。

[県] 公営住宅法の中で家賃の算定方法が定められており、我々の方で恣意的に上げることが出来ない。入居者の収入に応じて家賃が決定される。建替後は利便性が上がるため家賃が上がるが、それでも一定程度に抑えられてしまうのが現状である。

[委員] 以前にも公営住宅で同様の話があり、地区により公募状況にばらつきがあると聞いた。今回は豊田市なので良い数字だと思う。多くの委員が言ったが、せっかくの事後評価調書なので、頑張ったことをもう少しアピールする形でまとめると良い。見直してアピールできるよう修正をお願いしたい。

[委員] 収入により家賃設定が変わると思うが、内訳が分からないため、事業の妥当性がわからない。

[県] 応募段階では収入調査を行わず、当選された後で入居資格の確認を行う。

[委員] そもそも要件を満たさない方が応募する可能性もあるということか。

[県] 比率からすると少ないが、多少ある。特に外国人の方で「よく分からずに応募した」という話は聞いたことがある。

[委員] そもそも所得の高い方は当選しないことが分かっているので、応募しないと以前聞いた。

[結論] 評価調書(案)を修正するという条件付きで了承する。

## (2) 治山事業

### ①治山事業（地域防災対策総合治山事業）

#### ：北設楽郡東栄町大字東園目他地区の審議

森林保全課から説明。

[委員] 森林整備による保全面積が大きく減ったのはなぜか。

[県] 森林整備による保全面積については、当初、県が保有している台帳の面積を使用する等して算出したが、事業着手後に詳細な現地測量を実施した結果、面積に乖離が生じた。また、現地調査の結果、本数調整伐の対象外である樹種や林齢等の森林が現地にあることが判明し除外したため、面積が減少した。

[委員] 森林整備による保全面積の減少は、事業費に影響を及ぼさなかったのか。

[県] 面積の減少によって事業費は減少している。

[委員] 森林整備による保全面積の減少について、事業効果の発現状況に影響がないのであれば、事業費の減少が大きく目立つため、理由を記載した方が良いのではないか。

[県] 了解した。

[委員] 事業完了後、山地災害は発生していないということだが、施工前後での山地災害の発生数が分かれば、数字で示してもらえると分かりやすい。

事業の達成目標について、溪流の浸食防止とあるが、溪流の浸食を防止することで、下流にある大千瀬川を保全していると思う。大千瀬川は鮎が有名であり、東栄町の人にとって重要な資源である。森林を守ることで東栄町の資源である大千瀬川を守っているということを記載するとよいと感じた。

[県] 検討させていただく。

[結論] 評価調書（案）を修正するという条件付きで了承する。

### (3) 林道事業

#### ①林道事業(過疎山村地域代行林道事業)：小田沢登線、浅野線の審議

森林保全課から説明。

[委員] 1年あたり利用区域面積の1%の森林を整備するという目標値に対して、実績がかなり大きいですが、目標値の設定は妥当であったのか。

[県] 森林整備について、可能であれば利用区域の全域を整備していきたいと考えているが、採択当時の森林所有者との調整状況を考慮し、最低限達成すべき目標として1年あたり利用区域の1%という数値を掲げたものである。ただし、近年採択された林道では、森林整備の重要性の高まりもあり、2%としている林道も存在する。

[委員] 森林整備について、県の補助金などを利用しているのか。もし利用しているのであれば、費用対効果に含めなくていいのか。

[県] 森林整備の一部については、県の補助金を利用しているものもある。しかしながら、費用対効果算出においては、それらの費用は特に考慮しなくて良いことになっているため、反映はしていない。

[委員] 小田沢登線、浅野線の森林整備について、県内で他に実施している林道事業と比べて、森林整備の実績は高い方か。

[県] 高い方である。

[結論] 対応方針(案)について了承する。